## 【建設工事】契約書作成に関するお願い

1. 提出期限等について

落札決定後、7日以内(土日祝含む)に税財政課へ2部提出してください。

2. 契約書様式及び削除・抹消に伴う捨印について

契約書(請書)は町のホームページ(産業・ビジネス → 入札 → 契約書様式ダウンロード)から ダウンロードしてください。

- (1)請負代金10万円を超えて130万円以下の場合は、請書をご使用ください。
  - →削除条項はありませんが、上部に捨印をお願いします。
- (2) 請負代金130万円を超えて5000万円未満の契約書
  - →39条、41条~44条を削除します。
- (3) 請負代金5,000万円以上の契約書
  - →41 条~44 条を削除します。
- (4) 債務負担行為ありの契約書

債務負担行為の金額は税財政課にご確認ください。

※(1)~(4)について、62条の一部 <u>長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)</u>を<u>東彼杵町</u> 財務規則(昭和39年東彼杵町規則第3号)へ変更しています。

3. 契約書の作成方法

契約書の後ろに縦覧設計書をつけて製本し、表と裏に契印してください。 1 部には印紙を貼付して消印をしてください。

4. 印紙税額 ※下記表は、軽減措置後の額です。(令和9年3月31日まで)

契 約 金 額	印紙税額	契 約 金 額	印紙税額
1万円以上 100万円以下	200円	500 万円を超え 1,000 万円以下	5,000円
100 万円を超え 200 万円以下	200円	1,000 万円を超え 5,000 万円以下	10,000円
200 万円を超え 300 万円以下	500円	5,000 万円を超え 1 億円以下	30,000円
300 万円を超え 500 万円以下	1,000円		

※「請負に関する契約書」のうち建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約

## 5. 添付書類

- (1) 契約額の100分の10以上の契約保証金または履行保証保険等
  - ※130万円以下の場合は免除
  - ※履行保証保険期間は、契約日(もしくは決定日から契約日までの間)から工期末までです。
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人等決定 (変更) 通知書 (長崎県の様式) ※現場代理人等決定 (変更) 通知書の備考欄に記載されている書類を添付してください。
- (4) 建退共掛金収納書
- (5) 建労災または労災加入証明の写し
- (6) 法定福利費を明示した請負代金内訳書(工事費内訳書に記載の場合や見積の場合は提出不要)
- 6. 工期開始日

契約日を含む7日以内(土日祝含む)としてください。